

理容師・美容師のみなさまへ



出張営業を行う場合は届出が必要です。

出張営業とは

出張営業とは、理（美）容所以外の場所で理（美）容の業を行うことで、以下にあてはまる場合にしか行うことができません（栃木県内で実施する場合）。

- ・病気等で、理（美）容所に来ることができない人に行う場合
- ・婚礼等の儀式に参列する人への儀式の直前に行う場合
- ・社会福祉施設に入所している人へ行う場合
- ・育児や介護等で理（美）容所に来ることができない人に行う場合
- ・知事の認めた場合



届出制度の目的

出張営業を行う理（美）容師を把握し、保健所において指導することで、より一層の衛生基準が向上した出張営業が実施されること

出張営業の衛生措置

出張営業は、通常の理（美）容業に必要な衛生措置に加えて、救急薬品を持って行かなければなりません。厚生労働省通知「出張理容・美容に関する衛生管理要領」を参考に衛生管理を行ってください。

届出が必要な理容師・美容師

対象：出張営業を行う予定の理容師・美容師

※ただし、理（美）容所の従業員が、その理（美）容所で管理する器具及び布片を使用して出張営業を行う場合は届出の必要はありません。

届出先

あらかじめ、出張業務地を管轄する健康福祉センター（保健所）に届出をしてください。なお、複数の健康福祉センター管内において実施する場合は、それぞれに届出が必要です。詳細は、栃木県保健福祉部生活衛生課（Tel 028-623-3110）または、最寄りの健康福祉センター（保健所）へおたずねください。

出張営業場所	窓口	所在地	電話番号
鹿沼市	県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町 1664-1	0289-64-3029
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	県東健康福祉センター	真岡市荒町 116-1	0285-83-7220
小山市、下野市、上三川町、野木町	県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-22-6119
大田原市、那須塩原市、那須町	県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	0287-22-2364
足利市、佐野市	安足健康福祉センター	足利市真砂町 1-1	0284-41-5897
日光市	今市健康福祉センター	日光市瀬川 51-8	0288-21-1066
栃木市、壬生町	栃木健康福祉センター	栃木市神田町 6-6	0282-22-4121
矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町	矢板健康福祉センター	矢板市鹿島町 20-22	0287-44-1296
那須烏山市、那珂川町	烏山健康福祉センター	那須烏山市中央 1-6-92	0287-82-2231
宇都宮市	宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町 972	028-626-1108